

【お知らせ】

令和8年6月1日からの入院時の食事負担額の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響から、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、令和8年6月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

70歳未満	70歳以上の高齢者	令和8年5月31日まで		令和8年6月1日から
一般 (下記いずれにも該当しない者)	一般 (下記いずれにも該当しない者)	510円		550円
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が 90日以内	240円	270円
		過去1年間の入院期間が 90日超	190円	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円		130円
低所得者Ⅱに該当しない 指定難病患者又は 小児慢性特定疾病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	300円		330円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは
老齢福祉年金受給権者